

社会福祉法人至誠福社会役員等報酬規程

(目 的)

第一条 この規程は、社会福祉法人至誠福社会（以下「当法人」という）定款第八条および第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第二条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第三条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

坂井市内…… 1, 0 0 0 円

その他…………… 1, 2 0 0 円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

坂井市内…… 1, 0 0 0 円

その他…………… 1, 2 0 0 円

(改 廃)

第四条 本規定は、評議員の決議を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平成 29 年 2 月 1 6 日から施工する。
2. 第三条第二項の改正は、平成 29 年 4 月 1 日からとする。